

2018年3月30日

No. 18-091

株式会社 伊予銀行

「開示方針」を策定・公表します！

～ステークホルダーの皆さまに迅速かつ適切に情報開示～

株式会社伊予銀行（頭取 大塚 岩男）は、「開示方針」を策定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この方針は、当行が地方銀行としての社会的責任を果たしつつ、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図っていくにあたり、ステークホルダーの皆さまに適切な情報開示を行うため策定したものです。

この方針のもと、当行は、関連する手続および体制を整備し、ステークホルダーの皆さまに迅速かつ適切な情報開示を行ってまいります。

記

○公表日

2018年3月30日（金）

○方針の概要

- ・ 基本的な考え方
- ・ 開示する情報
- ・ 開示に係る手続および体制

※『ステークホルダーの皆さま』とは、株主・投資家さま、お客さま、および地域の皆さまのことをいいます。

以 上

開 示 方 針

基本的な考え方

当行は、企業理念のもと、株主・投資家さま、お客さま、および地域の皆さま（以下、ステークホルダーの皆さま）の信頼を確立し、地方銀行としての社会的責任を果たしつつ、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指しております。

そのためにも、ステークホルダーの皆さまが当行の実態を正確に認識・判断出来るよう、迅速かつ公正公平な情報の開示に努めてまいります。

開示する情報

当行は、会社法、銀行法、金融商品取引法、および金融商品取引所規則その他の関係法令等を遵守し、適切な情報開示に努めてまいります。

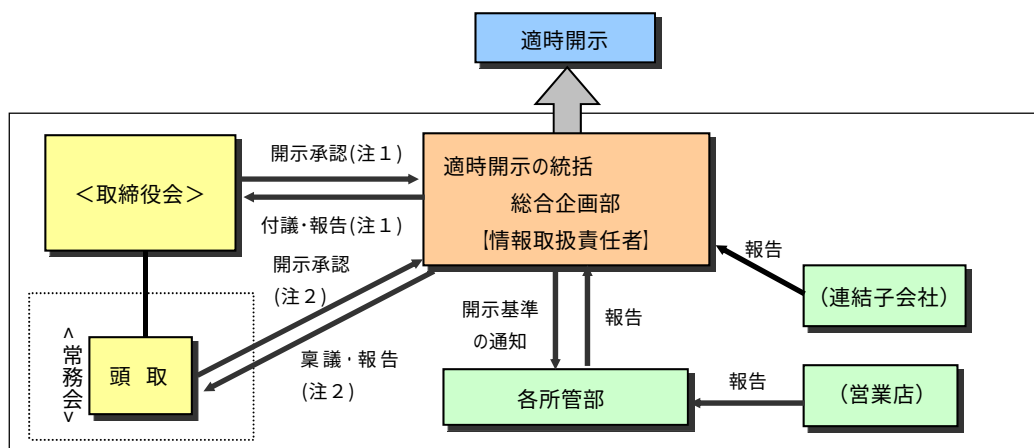
また、株主・投資家さまのニーズにお応えし、決算説明会における説明資料等自主的な情報につきましても適切な情報開示に努めてまいります。

開示に係る手続および体制

当行は、適切な情報開示に努めるため、以下のとおり、手続および体制の整備を図っております。

- 会社法に基づく事業報告等および金融商品取引法に基づく法定開示制度の開示情報につきましては、取締役会および常務会に付議または報告のうえ開示してまいります。
- 銀行法に基づく開示情報および決算説明会における説明資料等その他の開示情報につきましては、行内における所定手続のもと、当該情報の所管部部長が内容を確認し、開示してまいります。
- 金融商品取引所における適時開示制度で求められる会社情報につきましては、「適時開示体制の概要」（下図をご参照下さい）に記載しております手続および体制のもと開示してまいります。

【適時開示体制の概要】



注1 「決定事実」および「決算」に関する情報

注2 「発生事実」に関する情報